

公 示

制定	平成 2 1 年	6 月 3 0 日	公示第 4 6 号
改正	平成 2 2 年	6 月 3 0 日	公示第 2 8 号
改正	平成 2 5 年	3 月 1 8 日	公示第 7 7 号
改正	平成 2 6 年	2 月 2 8 日	公示第 1 2 3 号
改正	平成 3 0 年	1 月 1 6 日	公示第 7 9 号
改正	平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日		公示第 6 4 号
改正	令和 元 年 1 2 月 1 3 日		公示第 7 1 号
改正	令和 2 年 1 1 月 2 5 日		公示第 5 5 号
改正	令和 3 年	9 月 1 6 日	公示第 6 3 号
改正	令和 5 年	5 月 1 日	公示第 1 2 号
改正	令和 5 年	5 月 1 6 日	公示第 2 0 号
改正	令和 5 年	6 月 1 5 日	公示第 3 5 号
改正	令和 8 年	2 月 1 9 日	公示第 1 1 6 号
改正	令和 8 年	4 月 2 7 日	公示第 1 3 号
改正	令和 8 年	9 月 1 7 日	公示第 7 1 号

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 1 4 年 1 月 1 5 日付け公示第 8 5 号。以下「運賃制度」という。）の 3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

東北運輸局長 三宅 正寿

記

1. 適用する運賃適用地域

青森地区
岩手地区（旧岩手県 A 地区・旧岩手県 B 地区）
仙台地区
宮城地区
秋田地区
山形地区
福島地区

2. 車種区分

岩手地区（旧岩手県 A 地区・旧岩手県 B 地区）、仙台地区、宮城地区
秋田地区、山形地区、福島地区
別表 1 のとおり

青森地区
別表 2 のとおり

附 則

本公示は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日付け公示第 28 号）

本公示は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日付け公示第 77 号）

本公示は、平成 25 年 3 月 18 日から適用する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日付け公示第 123 号）

本公示は、平成 26 年 2 月 28 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 16 日付け公示第 79 号）

本公示は、平成 30 年 2 月 25 日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日付け公示第 64 号）

本公示は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 13 日付け公示第 71 号）

本公示は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日付け公示第 55 号）

本公示は、令和 2 年 12 月 25 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 16 日付け公示第 63 号）

本公示は、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 1 日付け公示第 12 号）

本公示は、令和 5 年 5 月 31 日から適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 16 日付け公示第 20 号）

本公示は、令和 5 年 6 月 15 日から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 15 日付け公示第 35 号）

本公示は、令和 5 年 7 月 15 日から適用する。

附 則（令和 8 年 2 月 19 日付け公示第 116 号）

本公示は、令和 8 年 3 月 20 日から適用する。

附 則（令和 8 年 4 月 27 日付け公示第 13 号）

本公示は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 9 月 17 日付け公示第 71 号）

1 本公示は、令和 8 年 9 月 17 日から適用する。

2 本公示適用日において改正前の規定に基づき、運賃及び料金の認可を受けている事業者については、改正後の別表に規定する車種区分に基づく運賃及び料金の認可を受けたものとみなす。

別 表 1

適用地域：

岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区）、仙台地区、宮城地区、秋田地区、山形地区、福島地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。 但し、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車及び内燃機関を搭載しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。 寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車で乗車定員7名以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1.に基づき東北運輸局長が公示する地域以外においては、福祉輸送事業にのみ使用するもの又は内燃機関を搭載しないものに限る。

備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
-----	--

適用地域：
青森地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員 9 名以上のもの。 但し、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車及び内燃 機関を搭載しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち排気量 2. 5 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 8 名以下のもの。 寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車で乗車定員 7 名 以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車のうち乗車定員 8 名以下のものであって、排気量 2. 5 リットル（ディーゼル機関を 除く。）以下のもの、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼 用車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員 8 名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車 の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 3 7 号）別紙 1. に基づき東北運輸局長が公示する地域以外においては、福祉輸送事業 にのみ使用するもの又は内燃機関を搭載しないものに限る。
備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。